

各ブロックでの情報交換会の開催予定

<北海道ブロック>

2016年9月11日

会場：北海道札幌市にて

主たる地域：北海道

※一般参加は募りません。北海道士会と協会とで情報交換を行います。

<東北ブロック>

2016年12月17日 14:00～16:30(予定)

会場：山形県立保健医療大学

主たる地域：青森県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、岩手県

定員：30名（会場に余裕があるので、県士会担当者以外の方もご参加いただけます）

申し込み方法：日本作業療法士協会事務局宛 メールにて
メールアドレス：ot_seido@jaotor.jp

申し込みメール内容：タイトルを「東北ブロック情報交換会申し込み」とし、本文に【①名前②会員番号③所属県士会④所属施設名⑤現在特別支援教育に関わっているか否か】を記載して送信してください。

<東海北陸ブロック>

2016年11月26日 13:30～15:50

会場：石川県地場産業振興センター

主たる地域：石川県、富山県、福井県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県

定員：72名

申し込み方法：第16回東海北陸作業療法学会のプログラムとして開催しますので、学会への参加申し込みを行ってください。

<四国ブロック>

2016年10月15日 10:00～12:00

会場：香川県高松市 建設協同組合高松総合センター

主たる地域：香川県、愛媛県、高知県、徳島県

定員：40名

申し込み方法：日本作業療法士協会事務局宛 メールにて
メールアドレス：ot_seido@jaotor.jp

申し込みメール内容：タイトルを「四国ブロック情報交換会申し込み」とし、本文に【①名前②会員番号③所属県士会④所属施設名⑤現在特別支援教育に関わっているか否か⑥重点課題研修に申し込みをしたか】を記載して送信してください。

注：同日に教育部主催作業療法重点課題研修「学校を理解して支援ができる作業療法士の育成研修会」の開催を予定。研修会と同じ会場で行いますので、研修参加希望の方は続けて参加することができます。ただし、それぞれ別にお申し込みください。

関東甲信越ブロック、関西ブロック、中国ブロック、九州・沖縄ブロックについては、次年度の開催を目指して、現在計画之中である。各ブロックの振り分けについては、主たる地域を設定しているが、対象外の地域から参加することも可能である。参加申し込み方法を確認して、興味・関心のある方はぜひお申し込みいただきたい。

補足

障害者差別解消法の施行、児童福祉法・障害者総合支援法・発達障害者支援法・障害者雇用促進法の改正や学校教育においても学習指導要領の改正等、平成30年に向けて準備と取り組み対応が求められている。教育領域を中心に考えると教育と医療の連携・教育と福祉の連携のあり方と効果的な体制づくりが課題となる。学校を支援することは、地域で生活する子どもたちや家族を支援することであり、将来的には地域で一貫した継続性のある支援を実現することになる。保健・医療・教育・福祉・労働領域をつなげていくためにも、作業療法士が教育領域に参画し成果を挙げることは重要なことである。

作業療法士であれば介入できる基本的な知識と技術の応用である。発達障害に関わる作業療法士だけでなく、精神障害や地域に関わりを持つ作業療法士にも積極的に興味・関心を持って参加していただき、人材育成につながることを期待する。

資料

平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が平成28年4月1日から施行された。同法第11条の規定に基づき、平成28年1月12日付けで、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、医療分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方を示した「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とした差別を解消するための措置に関する対応指針～」が厚生労働大臣により決定され、同月13日に厚生労働省ホームページにより公表された。本ガイドラインの周知については、1月14日付けで、厚生労働省医政局総務課長と医薬・生活衛生局総務課長の連名で各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部（局）長宛てに協力依頼の通知が発信されており、当協会に宛てても周知の依頼があったので、本誌にもその全文を4月号から掲載しているところであり、今回はその3回目である。作業療法士も医療従事者の一員としてこの動向を共有し、日常の臨床に活かし、また必要な対応を行っていただきたい。

「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」掲載ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

障害者差別解消法

医療関係事業者向けガイドライン（その3）

～医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～

平成28年1月

厚生労働大臣決定

はじめに

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されます。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この対応指針は、「障害者差別解消法」の規定に基づき、医療分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しています。

日々の業務の参考にさせていただき、障害者差別のない社会を目指しましょう。

目次

第1 趣旨

(1) 障害者差別解消法制定の経緯	4月号	45
(2) 対象となる障害者	4月号	45
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	4月号	45
(4) 医療分野における対応	4月号	46

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

(1) 不当な差別的取扱い		
① 不当な差別的取扱いの基本的考え方	4月号	46
② 正当な理由の判断の視点	4月号	47
(2) 合理的配慮		
① 合理的配慮の基本的な考え方	4月号	47
② 過重な負担の基本的な考え方	4月号	48

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

(1) 不当な差別的取扱いと考えられる例	5月号	27
(2) 合理的配慮と考えられる例	5月号	27
(3) 障害特性に応じた対応について	5月号	28

[以上は4、5月号に掲載]

第4 事業者における相談体制の整備	6月号	26
第5 事業者における研修・啓発	6月号	26
第6 国の行政機関における相談窓口	6月号	26
第7 主務大臣による行政措置	6月号	26
おわりに	6月号	26
参考ページ	6月号	27